

平成30年3月 川棚町議会定例会会議録

(第4日目)

平成30年3月9日 金曜日 (午前10時開議)

出席議員 (14人)

1番	山口	隆
2番	田口	一信
3番	三岳	昇
4番	久保田	和惠
5番	毛利	喜信
6番	堀田	一徳
7番	堀池	浩
8番	波戸	勇則
9番	小谷	龍一郎
10番	高以良	壽人
11番	小田	成実
12番	福田	徹
13番	村井	達己
14番	初手	安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	三岳	昭
書記	石川純	一

説明のため出席した者の職氏名

町長	山口文夫
副町長	山口誠実
教育長	竹下修治
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	住吉克己
企画財政課長	大川豊文
地域政策課長	野上英了
税務課長	川内和哉
健康推進課長	成富浩樹
会計課長	末永安江
住民福祉課長	荒木俊行
農林水産課長 兼農業委員会事務局長	照本茂法
建設課長	廣田洋一
ダム対策室長	福田多肥
水道課長	太田啓寛
教育次長	吉永文典
行政係長	中原敬介

議事日程

- 第 1 議案第 16 号 平成 3 0 年度川棚町一般会計予算
- 第 2 議案第 17 号 平成 3 0 年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 3 議案第 18 号 平成 3 0 年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 4 議案第 19 号 平成 3 0 年度川棚町介護保険事業特別会計予算
- 第 5 議案第 20 号 平成 3 0 年度川棚町観光施設事業特別会計予算
- 第 6 議案第 21 号 平成 3 0 年度川棚町下水道事業会計予算
- 第 7 議案第 22 号 平成 3 0 年度川棚町水道事業会計予算

議 長 ご起立願います。おはようございます。よろしく願います。ご着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、議案第16号「平成30年度川棚町一般会計予算」から、日程第7、議案第22号「平成30年度川棚町水道事業会計予算」までを、川棚町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

ただいま議題となっております各会計予算につきましては、昨日の説明に引き続き議事を続けます。

これから質疑を行います。この質疑については予算審査特別委員会への付託を控えての質疑でありますので、政策的なもの、あるいは総括的なものとなるよう、議員各位のご協力をお願いをいたします。

議事整理上、一般会計と特別会計の会計ごとに分けて質疑を行います。なお、川棚町議会会議規則における質疑に関する規定では、質疑回数は一議題につき3回との原則であります。会計ごと3回までの質疑を許可する議事運営といたしますので、よろしくをお願いをいたします。

それでははじめに、議案第16号「平成30年度川棚町一般会計予算」に対する質疑を行います。1ページから180ページまでであります。

議 長 村井議員。

13番村井 13番、村井です。予算書では101ページですかね。昨日配布されました一般会計の説明資料では8ページになるんですけども、地域おこし協力隊の起業支援制度というのを説明があったんですが、これはどういった内容の支援策なのか、金銭的なものなのか、ソフト・ハードも含めてなのか、もう少し内容の説明をお願いいたします。

議 長 地域政策課長。

地域政策課長 村井議員の質問にお答えします。地域おこし協力隊に関する起業支援の制度につきましてご説明をいたします。この制度につきましては3年目を迎えた地域おこし協力隊員に対しまして、その定住を図るため、町内での隊員の起業に対する経費に対して、予算の範囲内において補助金を支援する制度でございます。その上限額につきましては、100万円というこ

とで新年度予算の方に計上しているところでございます。

補助対象経費としましては設備費、それから備品費、それから土地建物賃借料等々に利用できるようになっております。以上でございます。

議 **長** 小谷議員。

9 番 小 谷 9番、小谷です。予算説明書の18ページの主な事業のところですけども、消防ポンプ車の更新が第7分団であっているんですが、事業費が1,950万となっております。例年の消防ポンプ車がだいたい1,2,300万円ぐらいだったかと思うんですけども、これが1,950万まで上がっているというのは、仕様が何か変わったということでしょうか。

議 **長** 総務課長。

総 務 課 長 はい。それでは、小谷議員のご質問にお答えをいたします。議員がおっしゃられるように、非常に見積額が高くなっておりますけれども、実際にですね、車両費用の方が非常に高額になっているというのが事実でございます。装備につきましてはですね、どこの分団と比較をしても遜色ない程度の装備にいたしております。特に、装備を充実したというようなところはございません。単純に車両価格が上がっているというふうに理解をいたしております。以上です。

議 **長** 波戸議員。

8 番 波 戸 予算書の137ページになるかと思えます。7款1項2目の平成30年度からの事業といたしまして、空き店舗活用支援事業というのがありますけれども、これはどういった内容の事業になるのでしょうか。

議 **長** 地域政策課長。

地域政策課長 波戸議員のご質問にお答えいたします。空き店舗の活用事業と、促進事業ということで、新年度予算で予定しているわけですが、この事業におきましては、町の賑わい創出と活性化を図るために、空き店舗を活用し事業を行うものに対しまして、予算の範囲内において川棚町空き店舗活用促進事業補助金というものを交付しようというものでございます。事業の内容といたしましては、空き店舗の賃借料、これにつきまして補助をするという制度でございまして、補助率につきましては2分の1、補助限度額は2万5,000円ということで、2年間補助をするというものでございます。以上でございます。

議 長 地域政策課長。

地域政策課長 先ほど、2万5,000円を限度額としてお支払いするとう
うご説明をしましたが、月額2万5,000円をお支払いするという
こと
でございます。以上でございます。

議 長 久保田議員。

4番久保田 資料のページの15ページですけども、教育費のところ
です。教育費のところ
で一般会計説明資料に記載されている、この資料に書か
れている発達障がい、不登校の児童に対するっていうふうなところと、それ
から町長が施政方針の中でおっしゃったインクルーシブ教育の対象との関
係、この障がいはどのように違うのか、そして、ここにはサポートティー
チャーなどを増やしてというふうになってますけども、このインクルーシブ
教育に対する予算はどのように計上されているのか教えてほしいです。

議 長 町長。

町 長 はい。まず町長説明書、予算説明書の中のご質問でありまし
たので、インクルーシブ教育についてのちょっと説明をしてみたいと思いま
す。これは僕も初めて聞いた言葉なんですけど、インクルーシブとは包括的
な、あるいは包み込むと、そういった意味があるそうでございます。インク
ルーシブ教育とは、子ども達一人ひとりが多様であることを前提に、障がい
の有無に関わりなく、誰もが望めば自分にあつた配慮を受けながら、地域の
普通学級で学べることを目指す教育理念と、このように書いてございます。
以上でございます。

議 長 教育次長。

教育次長 インクルーシブ教育というのは先ほど町長が言われたよう
に、普通学級と、特別に支援のいる児童生徒でも、普通学級と一緒に学べる
というような環境を作るとというのがインクルーシブ教育ということになりま
す。ですから今回、今、肢体不自由児、中学校が肢体不自由の学級が1つ増
えるわけですけど、そこにいらっしゃる生徒、児童生徒さんが一緒に普通学
級で教育を受けれるような環境を作るということで、トイレの改修とかです
ね、そういったことの予算、それと特別支援、教育支援員の増員とか、そう
いったやつを行っております。以上です。

議 長 はい、村井議員。

1 3 番 村 井 町長にこれはお尋ねした方がいいのかな。町長の説明書の中の7ページに、佐世保市と連携をして、本町にとって効果が期待できる連携事業を確定するというような説明があったんですが、現時点でこういった事業を想定されているのか、全くそれはまだ未の部分なのか、何か想定されているようなことがあったら、ちょっとお聞きしたいと思います。

議 長 町長。

町 長 はい。村井議員の質問にお答えします。町長説明書の中で、いわゆる西九州佐世保広域都市圏協議会のことに触れておりますが、これは広域行政の推進についてということで述べさせていただいております。この地方自治法に基づく連携中枢都市圏として、平成29年5月に佐世保市を中心とするいわゆる県北地区、それから佐賀県の伊万里、有田等々を含めて14の市町で協議会が結成をされております。今、それぞれの担当者の方で、こういった連携ができるか、その事務の洗い出しをしているところであります。そこでまだまとめがなされておられませんけれども、担当課の方では少し、こういったものがということでわかっておるかもしれませんが、具体的には担当課長の方から答弁をさせます。以上でございます。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 それでは、連携事業の内容について概要説明いたします。先ほど町長が申しあげましたように、佐世保広域圏でありますけれども、これは大きく3つの分野に分かれております。まず、圏域全体の経済成長のけん引を果たす事業。そして2番目として高次の都市機能の集積・強化を図る事業。そして3番目として圏域全体の生活関連機能サービスの向上を図る事業。この3つの分野に分かれておまして、それぞれ連携の候補という事業が挙げられております。

ぱっと見、思いつきやすいのをちょっと紹介しますと、圏域全体の経済成長のけん引の中ではですね、例えば農産物と特産品販路拡大事業であるとか、観光連携事業、インバウンド推進連携であるとか、こういったものがわかりやすいものとしてあります。そして高次の都市機能の集積・強化についてであります。例えば地域医療の確保に関する取り組みであるとか、在宅医療介護連携推進事業であるとか、病児・病後児保育室の利用に関する連携であるとか、幼児教育センターのサービスの提供であるとか、こういったも

のが例としてご紹介した、わかりやすいものとする必要があります。そして、圏域全体の生活関連機能サービスの向上としましては、図書館相互利用サービスであるとか、防災行政に関する情報の共有であるとか、環境意識啓発の相互連携であるとか、情報通信インフラの共同調達、共同利用、オープンデータ利活用推進に関する取り組み、こういったものが例としてあります。これが佐世保市、まず、連携中枢都市圏ですべて、まず候補として挙げられた事業がですね、総数にして48あります。これが29年10月時点の数字ですけど48ですね。そして本町がその際に参画を検討して、協議のテーブルにつくということで本町の対象としたものは27事業あります。現在この27事業についてはですね、各担当課、担当係が協議に参画をして協議をしております。その中で、本町にとって連携を図る効果があるもの、ないもの、そのメリット、デメリットを比較、勘案しまして、実際に絞っていきまして、連携事業を決定していくという、そういう作業になってまいります。それが30年度予定としましては5月末を目途に事務的なレベルの調整を終わります。夏頃にはビジョン懇談会という外部組織があります。そうしたものの審議などを経てですね、11月ぐらいには確定をといる、そういうスケジュールになります。そして、最終的にはですね、これは議会の議決事項でございますので、目途としては12月議会を目途にですね、議会にご決定をいただく。そういう計画予定となっております。以上です。

議 長 山口議員。

1 番 山 口 1番、山口でございます。105ページの新庁舎建設のことについてちょっとお尋ねしたいんですが、全協等で説明もあったわけですが、昨年3月のこの本会議で初めて新庁舎の建設については、デザインビルド方式で、いわゆる設計施工一括注文という形で発注という形の説明がありですね、9月の同僚議員の一般質問の説明の中でもデザインビルド方式であると、それが全協の中で初めて分離分割方式にしますよと。じゃあ、分離分割方式にすることによってですね、まず期限内に完成ができるのかどうかですね。そして分離分割方式にですね、方向転換した理由を改めてお尋ねしたいというのが1点。それから、今年度のこの予算書でいけば委託料というのが、基本設計業務の委託料3,300万というふうに考えております。それと同時にですね、工事請負費の550万、これについてはボーリング調査

の工事請負費だと想定されるわけですが、このボーリング調査についてはですね、いわゆる基本設計業務が終了したあとに行うのかですね。おそらく闇雲にどこもボーリング調査をするわけにはいかないだろうと思うんですが、果たして年度内にそれが可能なのかですね。その2点についてお尋ねをいたします。

議 **長** 町長。

町 **長** はい。それでは私の方から答弁をさせていただきます。まず庁舎建設につきましては、これまで内部の委員会で検討をしてきてまいりまして、28年の12月にその答申を受けております。その後、あれは12月議会でしたかね、毛利議員の方から庁舎建設についての質問があって、現時点ではそういった答申を受けておりますので、設計施工一括発注のいわゆるデザインビルド方式を考えていますということで答弁をいたしております。

その後、視察研修などをしてから、具体的に1月の16日の課長会議におきまして協議をしたわけでありましてけれども、これについてはこの前の全員協議会で詳しく説明をさせていただきましたが、また、繰り返しになりますけれども、建設推進委員会の報告では、建設位置は現庁舎敷地周辺の公有地が最適であるという、こういった方針が示されております。

そして建設規模については3,000㎡程度と。それから、別館については改修を行い、引き続き利用し、議会関係機能を残すということ。それから敷地を考慮し4階建て程度にして、高層階に災害対策本部を設けると。そして別館との段差の解消をなくすと。それから建設手法については、先ほど言いましたように設計施工一括方式を採用すると。そして業者の選定方法は公募型プロポーザル方式にするというふうの方針を示しております。それから配置の方針については別館、中央公民館及び駐車場との段差の解消。それから仮設庁舎を設けずに、現在の本庁舎は新庁舎建設後に解体し、そして駐車場に使うと。それから詳細な建設位置、建物の向きや高さ等は建設可能エリアの中から最適と思われる位置を業者から提案してもらおう。こういった方針が示されておまして、その答申を受けたところであります。

そこで私なりにいろいろ考えまして、本館を解体し、別館と一体感を持った庁舎を建設をしたいと、こういう発想から、まずは本庁舎を解体するわけですので、仮住まいができる場所があるかどうかということを検討をさせて

おります。そこで、この中で仮設庁舎、いわゆるプレハブ等の仮設庁舎は造らないということで報告を受けておりますので、それで私もそこにはかなりの無駄が発生するので、それは新庁舎、現在の庁舎を解体するとしても、仮設の庁舎は無駄だろうと判断いたしまして、現在の庁舎の中で仮住まいができないかということ判断いたしました。その対象となったのが第2別館の2階、それから資料館ということ想定して、果たして今の本館の事務機能がその2つの建物に配置できるかということで検討させまして、そして2つの建物内に配置ができるという結論が出ましたので、それではそういった形で進めていこうということで考えたところであります。

それからこの事業は、委員会が答申を出したときには、すべて単独の予算でということ考えておりましたので、そういったデザインビルド方式でもできるわけでありましたけれども、今回新たな、国が設けました庁舎保全のための起債制度を活用して建設をしようということに方針を決めましたので、そうなりますと起債申請のための基本計画が必要でございますので、そうならばデザインビルド方式は採用できないということになったわけでありました。そういうことでデザインビルド方式に、まず方式を採用しなくなったということは、まずそこに大きな要因もあります。そして毛利議員からも指摘がありましたように、デザインビルド方式にした場合には、いわゆる中堅クラスの、ゼネコンになるかと思えますけど、そういった業者が入ってきますので、地元の業者の関わり合いが少なくなってしまうということもありません。そういった中で、できるだけやっぱり地元の業者が関わるような事業を進めたいと、こう思いまして、そういった中で分離分割発注をした方がいいのではないかとこのように考えたところであります。

平成30年度は設計の費用を計上いたしておりますが、これについてはまず、これまでの視察の中からやはり建設場所については発注者、いわゆる町がやっぱり決めなければ先のことが進まないということもありませんので、今まで推進委員会の中で考えてきた場所、あるいは新たに職員から提案があった場所等々を比較検討しても、やっぱり現在地に建替えが一番効率的で、効果的で、しかも完成後も町民の利便性の高まるような庁舎建設ができるのではないかとこのように、現時点では考えております。

しかし、最終的には提案型にいたしておりますので、設計業者がまた違っ

た提案をしてくることもあるかも知れません。しかし基本的には私が考えているような形で方針を出しますので、そういった形で提案をなされてくるものだろうと、こう思います。しかし、さっきも言いましたように提案型にしておりますので、どういった提案があるのかまだ未知数でございます。そういった中で、まずデザインビルド方式にしなかった理由をご理解いただきたいと思っております。

それからもう1つ、ボーリングについてはですね、あくまでも提案型にしておりますので、建設場所を今の現在地というふうに考えたときには、別館のボーリング調査の資料は残っておりますが、今の本館の資料が残っておりませんので、新たに数箇所ボーリング調査をして、そしてそれを提案される設計業者にやはり提供をする必要があるだろうということで、予算が確保できれば工程表をこの前お示しをしておりますので、そういった形で進めていきたいと、このように考えております。以上でございます。

議 _____ **長** 山口議員。

1 番 山 口 今の関連でですね、ボーリング調査というのは設計業務の以前にですね、いわゆる本館の、現在の本館の場所のボーリング調査の資料がないと。基本的な設計業務をするために本館周辺と言ったらいいんでしょうか。その表現が適当かどうかは別個にして、本館周辺のいわゆるボーリング調査をして、そのデータを基本設計のときの施工業者に提示するというふうに捉えていいわけですか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。そのとおりでございます。

議 _____ **長** 田口議員。

2 番 田 口 今のこの庁舎の関連ですが、予算書は105ページですけども、基本的なことを聞きたいんですが、国の方の庁舎に関する助成の制度は、この別館の方には対象にならないということは説明を聞いてわかっております。なので、それはわかります。ただ、だからと言ってですね、この議会の方がこっちに残らなければならないということはないのではないかな。すなわち、利便性を考えた場合には、新しく建てる新庁舎の方に議会の方も入れ込んだ方がよいのではないかな。第3案にせよ、第4案にしろ、どちらでもよいんですけども、そっちの方に入れた方がより利便性があるってということ

と、それから、本館とここでは約20年余りの差があると思うんですけども、約20年後にここを建替えるとしたら、それは丸々自費でやらないといけないと。ところが、利便性なんかを考えて本館の方に議会も入れ込んでしまうというふうにすると、助成制度も適用になると。しかも、今考えられている本館にプラスワンフロアぐらい継ぎ足せばいいだけの話なので、建設費も安くつくし、助成制度の対象にもなるし、かなり安くつくのではないかと。要するに20年後のお金と今のお金ですが、安くつくのではないかとというふうに思われるので、議会機能はその新庁舎の方に入れ込んでしまうような形を考えた方がよいのではないかと。12億がちょっと上がるかもしれないですけどね。14億ぐらいになるかもしれないけども、そういうふうなことを思うのですが、そういう可能性というか、議会は新館について、議会はこの別館のままについてという考え方が固定しているように思うんですが、新庁舎の方に入れ込むという可能性は考えられないものでしょうか。

議 長 町長。

町 長 はい。議会棟を残すということは固定されたように思えるというお話がありましたけど、実はそうなんです。議会棟はですね、面積的に1,500㎡ぐらいあります。そうしますと、これを解体して新しく建てますと、今の設計単価、30万、40万、あるいは50万とも言われておりますけど、約6億から7億になります。これが起債対象にはなりませんので、当然単独予算を注ぎ込みますけど、この財源が捻出できません。そういったことから、この財源の捻出ができないということから、これまでこの庁舎建設が必要であると認識しながら伸び伸びとなってきたということでありまして、どうしても財源上、この建物を残して建て替えなければいけないというのが、ずっと以前からの計画なんです。以上でございます。

議 長 田口議員。

2 番 田 口 私が言いたいのは、そこです、20年後も物価の価値が変わらないとすればですね、6億から7億かかるということなんですよね。

しかしですね、今回、新しい庁舎が12億だと。それでそれにワンフロアつけばですね、2億が3億ぐらいで済むんじゃないのかということです。それプラス、それに助成制度が対象になるとすればもっと安くつくやろうということで、20年後の6億を今やってしまえば2億ぐらいで済むんじゃない

いのということなので、私は利便性もよくなるし、それから町民にとって税金が無駄遣いにならないのという批判はむしろない、むしろその方が安いですよという説明ができるのではないですかと。そしてこの庁舎はそのまま、残したまま会議室にするなり資料館にするなりというふうに使えばよいわけなので、その方が安くなるんじゃないですかということをおっしゃるわけですか。

もう一言加えていいですか。今のにちょっとだけ一言加えていいですか。

議 _____ **長** はい、田口議員。

2 番 田 口 そして、結局利便性などについての説明をするとですね、国の方に対する説明も通るのではないかなと。要するにこれだけ一緒のものを作りたいという話であれば、国の方も通るのではないかなという気がするものですから、そういう可能性はないのかということをお聞きしたいわけですか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** おっしゃっていることがよくわかりませんが、この建物は残して、そして新しいところに議会棟を、スペースを作るつもりですか。はい、わかりました。そうしますと、おっしゃる目的がわかりません。

2 番 田 口 はい、要は。

議 _____ **長** 田口議員、まだ当てていません。はい、田口議員。

2 番 田 口 要はですね、議会をこちらに残すにしてもですね、20数年経ったらこっちも建て替える時期が来るのでですね、そうしたら言われるように6億、7億円かかるわけですよ。言われるとおりの。ので、むしろ先取りをして新しいところに入れてしまえば2億円ぐらいで済むやろうし、しかも助成金の対象になるやろうし、はるかに安くつくんじゃないですかと、利便性も増すと、連絡通路も作らんでいいしというふうなことですね、入れ込んでしもうたらどうかと。それも助成の対象になり得るやろうというふうな、そういう意味です。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。今回、考えた案はですよ、この建物と一体的に造るわけですよ。だから、その連絡通路とか大々的なものは作らないんですよ。

だから今の状態で、今、本館、別館とか言ってますけど、本館、別館と一緒にしなくてもいいような作り方をしようと考えております。

2 番 田 口 回数が増えますけどいいですか。

議 長 田口議員。

2 番 田 口 はい、田口です。

議 長 ちょっと、手順を踏んで進めてください。はい、田口議員。

2 番 田 口 一体的ということですけどもですよ、やっぱりこっこの部分はやっぱりそれなりの年数が経っておるのですですよ、一体的と言ってもこっこの部分についてはやっぱり、いずれ建て替えの時期がくるんですよ、20年ばかりしたらばですね。ので、より一体的なのは同じ庁舎に入れてしまうのがより一体的だと思うので、そっちの方がましじゃないのというふうなことを思うわけです。

議 長 はい、町長。

町 長 そういうことも考えてみてですよ、今回の庁舎建設にいわゆるどれだけの財源を、一般財源を使うかということの中で、やっぱり制約があるわけですよ。そうしますと、議会棟を新庁舎に入れるとした場合に、ここをやっぱり別の事務所に、一般の事務所に使う必要があるわけですね。せっかくこの立派な議場があるのに、これを解体して事務所にして、それで議会をまた本館に造ると。そういうのが逆に不経済じゃないでしょうか。ないでしょうかと言ったらだめですね。ないかと思います。以上です。

議 長 はい、田口議員。

2 番 田 口 もう回数が。いいですか。

議 長 これ以上言うとは結局またずっと続きますので、1つの区切りとしたいと。で、この件について、具体的な手法論の話になりますから、今回の場合、委託料とボーリングの予算ということになります。ですから逸れていきますので、まずはこの議案に関する分ということで整理をさせていただきたい。必要であればまた分科会等での審議になってまいります。そのように位置付けたいと思います。

はい、三岳議員。

3 番 三 岳 私も関連になるかと思いますが、今回のですね、委託料、これについては町長が全員協議会の中で説明をされました、いわゆるプラン3

といますかね、それをもとに発注するよということだろうと思うんですよね。ただ、今、田口議員も言われましたが、私も実はプラン3、4にしてもですね、この別館ですね、これを残すということからですね、ああいう設計、現在の基本構想といますかね、そういった形になったんじゃないかなと思うんですね。そうしますとですね、これは庁舎建設の議会の方の特別委員会の中でもですね、私は要望をしたんですが、いわゆるこの現在の庁舎を、別館ですね、別館を取り壊してですよ、もういわゆるきれいに更地にした状態ですよ、すれば、例えばプラン4でいけば町道を潰してとかですね、下水道を移設してとか、そういったことは考えなくてもいいというふうに思うんですね。そして、なおかつ田口議員が言われているのは、私は20年後のこの別館の建築といますか、それを前倒しで今回やったらどうかという発想だと思うんですよね。ですから、それもですね、委託、設計の段階ですよ、そこも比較検討はする必要がないのかなと思っているんですね。ですから、そのプラン3だけで発注してしまうということじゃなくしてですね、そういったいくつかの設計をしていただいて、じゃあ議会でも検討して、例えば厳しい財政の中でですね、町が出せる分が限られてくると、先ほどから町長がおっしゃってますけども、そうじゃなくして、じゃあ長い目を見たときに20年先、50年先を見たときにですよ、じゃあ今回これを取り壊してでもですね作る案と、そういったものをですよ、出せないのかどうかですね。プラン3だけでももう走るということではないと理解をしておりますけども、そこら辺は、町長はもうプラン3であくまでも発注をするよということなのか、まずお尋ねをしたいと思います。

議 長 町長。

町 長 はい、お答えします。結論から申し上げますと、プラン3がベターだと思います。例えば今、三岳議員は議会棟も一緒に解体してとなりますと、まず仮設庁舎を造らなければいけません。仮設庁舎。いくらぐらいかかるでしょうか。

それと、現在耐震化が図られているこの別館をわざわざ解体して、そして国の財政措置もない単独予算の中で6億、7億かけるということが果たして住民に理解が得られるのかどうか。やっぱりこれまで内部でずっと検討してきた中では、今回、その庁舎をやっぱり早急に建て替えなければいけないと

というのは、耐震化が図られていないからということの理由もあるわけですね。そこで国が助成制度を設けたわけですから、この機会にこの制度を利用して造ろうということです。

そして今、川棚町の財政状況を見てみますと、その6億をどうして捻出していくかと。非常に厳しいです。おそらく財政課長がもっと詳しいでしょうけど、財政が破綻するという状況になりかねないかもしれません。いろんなことを考えて、今の案を進めようとしております。

先日の全協の中では、プラン4が一番いいというふうな発言もありましたけど、プラン4については今ある町道を庁舎建設の敷地にしなければいけません。したがって、やはり現在扱っている町道をなくすということは、住民にしっかり説明して理解を得なければいけません。かなりの時間が必要でしょう。そして今ある下水道施設管渠、あるいは水道施設、現在機能しているやつをわざわざ1億数千万までかけてやりかえて、そこに庁舎を造るべきかと。いろんなことを考えたらですね、やっぱり仮住まいというちょっと不自由な部分が1年か1年半ぐらいありますけれども、やっぱり今が一番いい場所に建っておりますので、今のところに建て替えた方が一番いいんじゃないかという、そういった発想でございます。以上です。

議 _____ **長** はい、三岳議員。

3 番 三 岳 一応3回になっていきますので、このことばかり聞けないという部分もあるんですが、先ほどの田口議員の質問の際にですね、別館は1,500㎡、そして建設見込み額というのが6億とかいう数字を、金額をですね、出されましたが、新しい庁舎については3,000㎡をとということで、今の話の中で推測をすれば12、3億から15億程度ですか、その程度になると思うんですよね。ですから、1,500㎡の6億という数字とですよ、3,000㎡の12億なら12億という数字がですよ、何かちょっと、面積とですよ、整合性がないような気がするんですけども、その点はどうなんでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。3,000㎡というのはですね、推進委員会の方から報告があった床面積で、これは当時㎡の30万でだいたい9億ぐらいでできるだろうと、そういった試算がなされております。今、建築費がかなり上

がっておりまして、2, 500㎡ぐらいしか造りきれないんじゃないかないかと。それだけ、2, 500㎡ぐらいでも今の床面積よりも広くなりますので、十分なスペースが取れるということで今考えているところでございます。先日お配りした資料を見てもらいますと、床面積がだいたいそのぐらいで計画をされております。以上です。

議 _____ **長** 堀田議員。

6 番 堀 田 6番、堀田です。今の庁舎建設に関する事で、関連ですけど、委託料が予算の方に入っておりますけど、基本設計をされるときに、たぶん町長の考えではプラン3だけでお願いするんだろうと思いますけど、私達に示されましたプラン4、プラン4まで一緒に提出をされて、費用対効果辺りを比べてみるというのは、そういうことは可能なんですか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。提案型にしておりますので、プラン3かプラン4を提案してくださいということにすれば可能ですね。でも、なぜそこにこだわるのかよくわかりません。なぜプラン3がだめなのか。そういったこともちょっと意見として聞きたいと思います。

議 _____ **長** はい、町長。

町 _____ **長** 聞いてはいけませんので、続けて発言をさせていただきます。プラン4はですね、ここと一体的に造るとした場合には、連絡通路が必要となりまして、今の委員会室が1つ潰れるわけですね。そして、1回についても1部屋潰すというそういったこともありまして、果たして構造上それができるかどうか。かなり経費もかかるというふうに思います。それと、敷地面積がこの前説明したように十分取れませんので3か4かになると。そうしますと1回で窓口事務がすべてできるというふうにはならないと、こういうことになりますので、そういったことを総合的に判断した場合に、やっぱりベターなのは3だろうと、こう私は思うわけですね。

先ほども言いましたように1か2か3か4で提案をさせるという方法はあるかもしれません。以上でございます。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。山口議員。

1 番 山 口 庁舎にこだわるわけではございませんけども、この庁舎についてはですね、本当、昭和32年に建設されているわけでございますので6

0年、次に庁舎建設云々、この別館を含めてですね出てくるのは、やはり早くても30年、そして本館についてはまた60年あとですから、非常に大きな事業であるというのは認めます。そして、その中にですね、当然町民の財産であるという考えを求めればですね、なんか今の答弁でいけばですね、最終的には役場内で検討したプラン3がベターであると、それでいきますよという線がものすごく強いわけですが、本来であればもう少し町民の声を聞くとか、そういう場を設けながらですね、そして議会についても、我々は今言っていますが、なんかすべて議会が言っているのが、同僚議員が言っているのがことごとく否定されるように私は思っているんですが、本来であれば、我々は住民の代表であるということは、付託されているということは自負しているつもりでございます。そういった意味でですね、やはりそういった部分の意見を聞くというか、そういう場をですね、どこかで設ける考えはないのか。そして、全協のときに現在新庁舎建設委員会というのが、民間の方を入れた建設委員会があるわけですが、これが3月2日に会議を開きますよということで、その結果含めて答弁をいただければ助かるんですが。

議 長 町長。

町 長 はい、お答えします。今、山口議員の方から議員の発言がすべて否定されているというふうな発言がありましたけど、私は否定しているわけじゃありません。比較検討をして、そしてよりベターであるという話をしているだけのことでありまして、否定しているわけではありません。そのことは誤解のないようにお願いします。

議 長 副町長。

副 町 長 役場庁舎建設委員会、民間の方を入れた委員会でございますけれども、この間、3月2日に委員会を開いたときに、町が全協の方で示しましたこのプラン4まで、これについて今、町の方ではこういうふうに考えて、議会の方にも一応話をしていますということまで伝えております。委員会の中で出たものにつきましては、やっぱりある委員さんは以前からもっと栄町地区にはできないかということもありましたけれども、それは今買収をしてそこまでするという期間はないと。時間がない。そういったことで、そうだなということですのでそういう理解を得ております。あとはですね、やっぱり委員さんの意見から出たのは、やっぱりワンフロアで窓口がすべてできるの

がいい。これはみやき町、それから飯塚市を視察に行きまして、その中から出た意見です。やっぱりバリアフリー化をしてほしい、もっと敷地が広げればなどという意見があったりとか、防災といえば川棚は水害であるので、この場所でいいのかとか、そういった意見等々がございました。だから、この場所等についてはですね、自分達では決められないから敷地内、この役場が持っている敷地内を活用して、安価で利便性のいいものが建ててられればそれでいいのではないかと。あと、自分達は役場としての機能、そういったものが防災とか、そういったものが果たせられる。そういったものになればいいんだというふうに考えているというご意見をいただいたところでございます。そういったものを参考にしながら、町に対する提言をまとめるということで考えております。それからこのプラン3、プラン4の方で話があつてますけれども、庁舎建設委員会の中ではここがいい、あそこがいいというようなことは出ていないというところでございます。以上でございます。

議 長 あと1点ある。町民の声を聞くかどうかというのがあったでしょう。あと1点あったです。あと1点、町民の意見を聞く場を設ける考えはないかどうか。それはあったとでしょう、山口議員。

1 番 山 口 今の建設委員会がそうであるというのであれば、そのように捉えるだけです。

議 長 それでよろしいですか。

1 番 山 口 別にあるなら教えていただきたい。

議 長 はい、副町長。

副 町 長 それぞれの関係する組織の方から委員さんを選んでしておりますので、そのほかに意見を聞くということは今考えておりません。以上です。

議 長 今、質疑の途中であります、ここでしばらく休憩いたします。

(1 1 : 0 5)

(…休 憩…)

(1 1 : 2 0)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 私の方からお願いをしておきます。今、庁舎関連についての

質問が多岐に多くあっております。原則3回までという規則がございますけれども、庁舎関連につきましてはもう3回質問された方もおられますので、その方につきましては、庁舎以外の質問についてはあと2回はされて結構であります。ほかの方はあと回数は持つておられますので、あとは私の裁量権に任せていただいて、許すか許さないか、許可するかはそのときの状況で判断します。ただ、庁舎関連につきましては、いろんな議論があるようでありますので、議会運営上の手法として今後、特別委員会に付託したあとに分科会等の位置付けでしたり、あるいは特別委員会の中で一緒に全員で議論するという、行政の出席を求めてですね、そういった手法も考えられますので、今日は予算案全体についてより深くご議論をいただければと。そのあとの手法論については、終わったあとにまた議運等と協議をしながら柔軟に対応できるようにしたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、質疑を受けます。はい、田口議員。2回目ですね。

2 番 田 口 猶予をいただきましたので、質問させてもらいます。教育委員会の方に説明書の方の15ページですが、小学校の英語教育について先取りをして、ALTを1名増員するってなっておりますが、現状はどのように配置されているのかということと、1名増員したのちにはどのような配置がなされるのかということと、何学年からこの英語教育の準備、準備なんですかね、準備のための英語教育をするということなんですが、何年生からどのような内容の英語教育をするのかという、そこら辺をお聞きしたいと思います。

議 長 教育長。

教 育 長 田口議員のご質問にお答えいたします。今現在、学習指導要領の改定ということで、平成32年度、小学校の場合は完全実施ということで、来年度から道徳教育、そして小学校においては英語教育が導入されるということになっております。そして30年度、31年度は移行期間ということになって、その完全実施までに至る準備期間になってきています。32年度からは小学校5、6年生において英語の授業が年間70時間行わなくてはならないということになっております。そして3、4年生においては、小学校3、4年生において年間35時間実施ということになります。そして移行期間については年間、5、6年生において50時間。小学校3、4年生にお

いては15時間実施しなさいというようなことになっております。現在ALT1人配置されておりますけど、主に中学校に教科に入って指導をしておりますけど、1名、金曜日においてですね、週1回各小学校を回るようなことでやっております。学校において学級数も違いますので、だいたい川棚小学校においては5、6年生の、今、外国語活動というあれですけど、そちらの方に今、週1回ですね。ほかの、石木小学校、小串小学校においては3、4年生まで入って外国語活動も一緒にできるというようなことをしております。新しく2名になった場合、今、構想段階ですけど中学校、今の状況で中学校と小学校1校、石木小学校ですね、川棚中学校と石木小学校で1人配置したいと考えております。そして残りのもう1人の方に川棚小学校と小串小学校を受け持ってもらおうと。その場合が人数、学級数が違いますので、週3日が川棚小学校になるかと思えます。残り2日を小串小学校というふうな割合になるかと思えます。石木小学校と川棚小学校の場合は、石木小学校に1日とあと半日ですね、午後も充てるような、フルにALTが入るといような形になっていくかと思っております。以上です。

議 長 久保田議員。

4 番 久 保 田 町長の施政方針の方でお尋ねをしたいと思えます。石木ダム建設事業について述べられております。この中でですね、川棚川の抜本的な治水対策と、佐世保市の慢性的な水源不足を解消する目的として進められているというふうにありますけども、町長もご存じのように2014年7月11日、川原で起業者と町長も同席された中で川棚町の洪水はその後の河川改修によって、戦後発生した規模の洪水は解消されるという説明がありました。だからこの治水対策ということを持ち出された根拠ですね。それと、佐世保市の慢性的な水不足。これも事業認定を受けるがための、私は間違ったデータによるものであると思っております。2040年までに佐世保市の人口は26万人から19万人と、7万人減って、26%が減少するとされていて、そして佐世保市の人達は、佐世保市の水が不足しているという考えの人達は5%程度しかいらっしやらないと私達は聞いております。またこのほか、佐世保市は大型商業施設なども造っております。これで慢性的に水が不足していると何を根拠におっしゃっているのか。

それから、起業者において地域の皆様方に対し説明がされたら、こういう

ふうにおっしゃっています。私達、反対地権者の方達と支援する私達は2014年の7月11日、これが最後の説明だったと記憶しています。この間2回ほど石木ダムの事務所で話をしておりますが、これは知事に面談ができるように取り計らってくれという申し入れ、それで何もダムの必要性とか、そういうことにつながる説明はなされていなかったと思います。そして、今度の知事選の遊説中にも、地権者の方が直接知事に対して話し合いをしてくださいということ、話し合いに応じましょうと返事をされていますが、記者会見の場でも記者の問いに対してですね、近いうちに話し合いを持つ、こちらから連絡すると答えられています、未だに説明がなされていない。このことからして、この施政方針になったこの根拠をお尋ねします。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。今、久保田議員の方からはダムの必要性について述べられておりますけれども、これについては今、事業認定の取消訴訟が行われて、司法の判断待ちという状況でございますので、それについてはここで答弁は差し控えたいと思います。

こういった文章になったのはですね、実は定例会の知事説明書が3月5日に配布をされておりますけれども、この中でも全く同様なことが書かれておまして、石木ダムについては川棚川の抜本的な治水対策と、佐世保市の慢性的な水源不足を解消するために必要不可欠な事業であり、現在、県収用委員会において土地収用法に基づく手続きが進められる一方、付け替え県道工事の着実な進捗に努めていると。そして、地域の方々には説明会や意見交換等において事業の説明を行い、地権者の皆様にはご協力をいただこうと努力を重ねましたが、残念ながら一部の方々から未だ協力は得られておりません。この間、昨年九州北部豪雨を始め、県内外で自然災害が頻発しており、特に過去に大きな災害を幾度も経験してきた本県としては、県民の皆様の安全、安心な暮らしを守るため、ダムの早期完成に向け、最大限努力していく必要があります。ダムの完成は安全、安心の確保はもとより、県北の中心としてある佐世保市の発展、さらには地元川棚町の地域振興にもつながっていくものであり、引き続き佐世保市、川棚町と一体となって事業の推進に努めてまいります。こういう県議会冒頭で挨拶をされております。もちろん事前に打ち合わせをしたわけではございませんけれども、常々私はここ

に書いているような考えを持っておりますので、それを文章に表しただけであります。以上でございます。

議 長 はい、山口議員。

1 番 山 口 予算書でいけば144、145ですが、それから説明書でいけば14ページになりますけども、港湾建設費の県営事業に係る地元負担金というのが計上されているわけですが、その中でですね、港湾環境整備事業、いわゆる下百津地区の埋立地の緑地工事と思いますが、なかなか予定通り進んでいないというのが現実だろうということで、地元負担金が計上されているわけですが、本年度の緑地工事のですね、見通し等わかればですね、答弁いただければと思います。

議 長 建設課長。

建 設 課 長 はい。それでは山口議員のご質問にお答えをさせていただきます。実は平成29年度当初予算にも計上させていただいたものでございますが、県との協議を進める中で、県が予算確保まで至らなかったということでございました。諸般の事情があったものと推測をいたしております。そこで、ぜひ川棚町としても事業実施をしていただきたいということで、昨年10月に町長、議長、副町長、副議長同席のうで県北振興局に要望活動を行っております。その席でぜひ30年度は予算化に努めたいという返事をいただいておりますので、30年度から着手できるものと確信をいたしているところでございます。なお、工事期間については3カ年を予定しているということでございますので、32年度末完成を目途として努力したいということの返事もいただいているところでございます。以上です。

議 長 高以良議員。

10番高以良 予算書の131ページの農林水産業費の農地費の件、農道新設改良事業費のところですか。基幹農道川棚西部地区の地元負担金が予算計上されていますが、去年の当初予算の説明の中で、30年度中に用地の確保ができれば、36年度完成は可能であるというような説明がありまして、今年度の町長の説明書の中にも36年度完成を目指して地元説明会などの支援に努めるというような表現もありますが、用地取得がなかなか進まないということで、当初の予定からすると完成の時期が遅れて、36年度完成を目指されているわけですが、1年前から今までの間にですね、用地取得についての

話が進んでいるのかどうか。30年度中の用地取得の目途がついているのかどうか。そこら辺についての状況をお尋ねします。

議 長 農林水産課長。

農林水産課長 それでは、高以良議員のご質問にお答えいたします。用地取得で一番困難になっているところにつきましては、下組から白石にかかる橋梁の橋台部でありますけれども、県の用地課の方は29年度鋭意努力して地権者の方と連絡を取り進めておりますが、なかなか交渉が持てない状態でありまして、引き続き30年度もその方と交渉を進めて、なんとか用地を取得するというふうなことで努力されているという状況です。以上です。

議 長 三岳議員。

3 番 三 岳 3番、三岳です。予算書のですね、79ページの歳入のところ、基金繰入金がございますが、ここで下水道事業のですね、基金を取り崩してということで8,000万計上してありますが、これにつきましては、この基金の性格上ですね、私は今回特別会計から企業会計へと下水道が移ったわけですね。その際にですね、下水道の所管といいますか、管理といいますかね、そういった形になさらなかったのかという部分ですね。そしてなおかつ今回ですね、この基金を取り崩しますと前年末ですか、1億6,000万ほどあるわけですね。そのうちの8,000万ということで、残りが8,000万になろうかと思うんですよね。それについても、そのまま一般会計の方で管理をしていくということなのかですね。その点をお尋ねをします。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 はい、お答えします。この下水道事業基金、これが従来から一般会計の基金であり、今回、下水道事業が公営企業会計化になったことによって、その帰属を公営企業会計に移すべきではないかというご質問ですよ。それについてはですね、今回、公営企業会計移行に伴いまして、水道課の方と協議を重ねてきたところでもあります。しかしながらですね、今回、予算書でいいますと土木費の方になりますけれども、土木費の147ページになります。こちら歳出の公営企業会計への繰出し、名称はですね、ちょっと今変わっておりますが、かつての呼び名でいいますと繰出金ですね。これが現在4億500万ほど30年度も予定をしております。このうちですね、実

質的に下水道事業につきましては交付税措置、交付税の事業費に算定されている部分があります。その分がですね、29年度の結果で約2億円という状況でありまして、ほぼ30年度もその程度の額が措置、交付税措置がされるのではなかろうかなと見込んでいるところです。したがって、ほぼ同等水準で言いますと約2億円が一般会計の純負担ということになっておりまして、そうした純負担がかなり多いといった状況でありますので、やはりこれは一般会計の方の帰属のまま調整をさせていただいた方がいいという判断のもと、従来通り一般会計の帰属ということで判断をしたものであります。以上です。

議 _____ **長** 三岳議員。

3 番 三 岳 今のにちょっと関連してですね、後ほど出てまいります下水道企業会計のですね、予算書を見ても約1,000万ほどの赤字決算の見込みをされているわけですね。そういったもので、これは一般会計の財源不足ということで今回基金を取り崩されたと思うんですが、年度末になって見ないとわからないと思いますけども、下水道においてもそういう苦しい経営といいますか、そういったことがありますので、逆にそちらの方に移管をして補填をするという形がいいのではないかなと思いますし、併せましてですね、先ほどちょっと聞いたんですが、残った基金ですね、今回取り崩した残り8,000万ほどになるかと思うんですが、その分についても今後とも一般会計で管理をさせるということか、お尋ねをいたします。

議 _____ **長** 企画財政課長。

企画財政課長 下水道基金の繰入金、今回8,000万円計上しております。したがって、これの例えばこれが余剰金が生まれなくて、これが圧縮が図れない場合は議員がおっしゃるとおり8,000万円のいわゆる取り崩しが生じてまいりまして、残り約8,000万という結果になってしまいます。しかしながら、今回も努力をしておる29年度決算においても努力をしておりますのがですね、まずはこの当初予算におきましては財源不足、いわゆる歳入歳出の帳尻が合わないということで、ここを調整しないと繰入金を確保しないと予算が組めないという事情でこういった措置をしているわけがあります。これにつきましては、年度の予算執行の中で努力を図りまして、なるだけこの圧縮を図っていきたいということで、29年度におきましても

補正予算で下水道事業繰入金、これを解消、一旦はしたということですね。そういったことを30年度も努力をして、この8,000万という当初予算の計上額がなるべく少なくなるような努力はしていきたいと思っております。

それとあと1点ですね、一般会計上の帰属のままとしたのがですね、これは公営企業会計に移してしまいますと、この基金の残高というものがいわゆる健全化数値のですね、いろんなものに関わってきます。要は、これは帰属を離れますと財政健全化の数値からもですね、離れてしまいまして、そういったことから将来負担比率であるとか、実質公債費率であるとか、そういった数値の悪化というものも影響があります。ですから、それは執行の中で必要最小限の繰出しに留める。これを一遍に1億6,000万円出してしまいますと、それが一般会計上の基金からなくなってですね、その方が影響が大であると、そういう判断をしたということでご理解いただければと思います。以上です。

議 _____ **長** 久保田議員。

4番久保田 教育費、中学校教育振興費、小学校の振興費で尋ねていきたいと思えます。157ページですね。12月の補正予算のときに、中学校の入学準備金が、準備費が含まれていて、支給されるということになりましたけども、今年度も小学校では発生しなかったのか。それから、その入学準備金は何月に支給されているのかお尋ねしたいと思えます。

議 _____ **長** 教育次長。

教育次長 お答えします。まず、今年度も発生していなかったのかっていう、補正で対応した分はですね、2月に、申請を2月まで受け付けて、2月中に支払っております。この予算の中には当然来年度の新入学用品費も含まれております。以上です。

議 _____ **長** 久保田議員。

4番久保田 今年度中に含まれてるんですが、それは中学校だけですか。小学校の入学も考えていいんですか。

議 _____ **長** 教育次長。

教育次長 小学校の入学用品費も含まれております。

議 _____ **長** 村井議員。

1 3 番 村 井 1 3 番、村井です。予算書の 1 0 1 ページ、光ブロードバンド基盤整備事業のことでお尋ねをいたします。この工事請負費が年々増えているんですね。昨年は 2 5 0 万円の前年度からの増。そして今年度は、3 0 年度は 2 9 年度より 4 2 0 万円増となっていて、以前からこの状況はお聞きしているんですけども、加入者も微増であり、取り消しもあると。その中でスマホ等が伸びているので、なかなか新規の加入者もこれからはそうは多くないだろう。しかしながら、電柱の移設等にもかかる工事請負費は増えていく。おそらく 2、3 年後したら I R U 契約の更新がくるんじゃないかと思っております。それまでの、総額でどれくらい更新時にですね、それ以外の経費がかかるのか、私にはちょっと今わかりませんが、更新時を控えた今、このような予算計上が毎年なっていくのかなと、工事請負費の伸び等、そういったことをどう判断をし、見通しをどうされているのかをお尋ねいたします。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 それでは光ブロードバンド基盤整備事業、この工事費等について、そして将来の見込みについてのご質問でございますのでお答えをしたいと思います。

まず、工事費についてはですね、2 つの要素がありまして、分けて考えていただきたいと思うんですが、まず 1 つが引き込み工事であります。これにつきましては加入者が、加入申込みがありますと、それに対して引き込み新設工事というものを町の方で行っておるということであります。これがだいたい平成 3 0 年度で見込んでおりますのが、1, 4 9 8 万円という見込みであります。これにつきましては現在ですね、加入者の件数がやや伸びてまいりまして、その加入の件数の比較でいいますと、平成 2 9 年度は約 2, 2 0 0 件ございましたが、3 0 年度の見込みとしましては 2, 3 2 0 件ほど、約 1 0 0 件ほど伸びているという状況であります。これにつきましては今、一般家庭においてもですね、家庭内で W i - F i 環境を整えたいという、そういうのがごく一般的になっておりまして、そういったことにより光ブロードバンドを設置をしたいという申し込みが増えているという状況です。2、3 年前までは非常にこれが停滞しておったんですが、その辺増加の傾向にあるということで、その引き込みに要する工事費がやはり伸びているという状況

であります。

そしてもう1点要素と、そして引き込みに関しましてはですね、引き込んで加入をして利用いただけますと、それに対する使用料というものが町に入りますので、ある意味その引き込みに関しましては、使用料が将来的に確保されるための投資であるというそういう考え方もありますので、そういった引き込み工事の性格ということはずご理解をいただければと思います。

そしてもう1つ、1点、これが非常に予測しがたいのがですね、電柱の支障移転工事っていうのがあります。従来、本町の場合はN T Tの電柱、あるいは九州電力の電柱、これに添架、要は電柱を貸してもらっているという形態で光ブロードバンド、光ファイバー分を敷設をしております。大元の電柱が移設をするということになりますと、間借りしている本町の光ブロード、光ファイバーもですね、一緒に移してくれというそういう工事が出てまいりまして、これが非常に予測が難しいというものであります。それが平成30年度は約400万と見込んで計上をしております。それが合わさりまして1,900万という結果、今回30年度予算に計上をしているものであります。したがって、加入件数の伸びはですね、伸びによる引き込み線新設工事、これは極力増加を、加入が伸びますと当然伸びてまいります。ですから、将来的には使用料として回収できる要素があるということなんですが、電柱支障移設に、移転に関しましては突発的な費用ということで負担になっているという状況であります。それで今後、議員のご質問にありましたように32年度でですね、一旦は、最初のI R U契約の10年間が終わります。ですから、32年度は10年間過ぎますと次の更新ということになってまいりまして、更新するかどうかというのは、本町の場合は最初の工事設計自体がN T T仕様になっておりますので、N T Tに更新するしかない状況ですね。したがって、今後、工事の負担としましては、引き込み工事に関してはある程度回収ができるんでありましようけれども、支障移転に関しては負担となっていくだろうというふうに感じております。以上です。

議 長 ここで、しばらく休憩といたします。

(1 1 : 5 4)

(…休 憩…)

(1 3 : 0 0)

議 **長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 **長** ここで、町長より発言の申し出がっておりますので許可いたします。町長。

町 **長** 午前中の予算の質疑の中で、庁舎建設についてのご質問、ご意見がたくさんありまして、それぞれ答えたわけでありませけれども、決して皆さん方のご意見、ご質問を否定するという考えは全くありませんで、先ほど山口議員にお答えしたように、よりベターな方法はそうじゃないかということをお願いしております。

そういった中でですね、1つ答弁漏れがありましたので付け加えさせていただきます。これは田口議員と三岳議員が同じような質問をされておりますけれども、せっかくだからこの別館も一緒に建て替えれば、いわゆる20年後にはこの別館の建て替えが発生しますので、この際、少しでも多額の予算を投じて一緒に建て替えた方がよりベターではないかというようなご質問でございました。先ほども言いましたように、この別館を取り壊して建て替えるとなりますと、私の試算では6億程度がかかるんじゃないかということで、財源的に現時点ではそれを賄うことができないと。そして、20年後のことですからわかりませんが、20年後に建て替えをしないように、今から行政といたしましては、いろんな建物を持っておりますけれども、長寿命化計画といたしまして、せっかく耐震化が図られている庁舎の、この別館でありますので、長寿命化をすることによって20年後の建て替えが、あるいは50年後までもてるとかって、そういったことを考えていく必要があります。具体的には新町の町営住宅が既に、そういった長寿命化計画で大規模改修などを行っておりますので、そういう考え方も持っていただければ、非常に私としては助かると思います。そういったことで答弁とさせていただきます。

議 **長** はい、これから質疑を行います。はい、三岳議員。

3 番 三 岳 3番、三岳です。たぶん3回目だと自分では思っておりますが、よろしいでしょうか。2回半ぐらいかなと今思っておりますけれども。

議 **長** 3回目ですよ。

3 番 三 岳 3回目ですね。はい。町長の説明書で10ページになりますけれども、この結びにというところにですね、人口減少に歯止めがかかるよう

にという表現がございまして、実は歯止め、人口減少対策をどうするのかと。具体的なものが何か予算に反映されているのかですね。その点をお尋ねしたいと思います。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、お答えします。地方創生総合戦略を策定した目的というのは、いわゆる人口減少対策であります。我が国全体がそういった状況にありますので、これ以上人口が減らないような対策を国・県・市町村一緒になって取り組もうというのが地方創生法の趣旨であります。そういった中で、川棚町におきましても「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定して、そして人口減少対策を今、推進をしているところであります。

そういった中で、川棚町の特徴といたしましては、女性の結婚適齢期の未婚率が非常に高いということ。ちょっと古い数字でありますけれども、25歳から39歳までの女性の未婚率が47.5%ということで、約2人に1人は独身だということでありまして、そういったことから婚活事業が必要だということで婚活事業を進めてきておりまして、これからもこの婚活事業については実効性があるような取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

それと、やはり子育てのためには、1人育てるよりも2人育てる方が負担が、家庭の負担が大きいわけでありまして、そういった意味において多子世帯の家庭については給食費の助成をしたり、あるいは予防接種の助成をしたり、保育園の第2子以降の無料化をしたりということで、これも継続することにいたしております。それからせっかく結婚しても、赤ちゃんを欲しいんですけどもやはり何かの理由で赤ちゃんが授からないと。そこで、不妊治療に励んでいらっしゃるご夫婦の方も散見されるようでありまして、それには県が助成制度を設けておりますが、川棚町としてもこの助成をしようということで、そういったことを継続的に進めていって、そして人口減少に歯止めがかかるように努力をしたいと思います、そういった思いでございまして、以上でございまして。

議 _____ **長** 福田議員。

1 2 番 福田 はい。予算書の97ページ、ふるさと納税管理費が上がっておりますが、本町のふるさと納税していただく額を増やすための方策という

議 **長** 住民福祉課長。

住民福祉課長 はい。先ほど福田議員の方からありました、子ども・子育て支援事業計画の件でございますけれども、ただいま企画財政課長が申しましたとおり、31年度の事業費の計画を策定するうえでのですね、事業費をあらかじめ枠を定めるということで債務負担行為をしたところでございまして、今年度につきましては平成30年度で、この支援事業計画を策定するための事前のですね、ニーズ調査業務を行いたいということで、これは117ページの予算の7項目の子ども・子育て支援事業費3,425万6,000円を計上しておりますけれども、このうちの中にですね、具体的な額としまして180万をですね、ニーズ調査業務の費用として予算計上をさせていただいております。そういったことで前年度と比較しますとですね、やはりこの7項目の子ども・子育て支援事業費が前年度と比較しますと182万4,000円の増額というような状況で予算計上をさせていただいております。以上です。

議 **長** はい、高以良議員。

10番高以良 予算書の161ページで教育費の体育館管理費のところですね。工事請負費で体育センターのトイレの老朽化したトイレを洋式に改修するための経費が予算計上されているようですが、これはこれでいいんですが、ほかにも例えば運動公園とか野球広場とかにも屋外のトイレもありますが、そういったところのトイレについては洋式化の計画はないのか、年次計画的なものはないのか、あるのか、お尋ねをしたいと思います。

議 **長** はい、企画財政課長。

企画財政課長 はい。洋式化トイレの件についてお答えをいたします。確か以前、高以良議員から一般質問におきまして、障害者福祉計画に基づくトイレの改修等についてですね、ご質問があったかと思えます。その際には障害者福祉計画でしたか、その計画に基づいて進めるという記述をしております、ただしこれについてはですね、本町の場合、予算の事情というものがありますので、特には個々別々にどうやるという計画は今のところ立てきれていない状況です。これをですね、予算査定の中で各課からいろんな改修等上がってまいります。その中で予算付けを行っていくということで、予算査定の中でそういった対応をしております。それで、この体育センターもです

ね、今回いわゆる壁の方にタンクがあるという構造でですね、非常に老朽化しておりまして、それが改修を要するということが上がってまいりまして、じゃあこれはこれを機会に洋式化を図ろうということで30年度予算に計上をしたというところであります。以上です。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。まだ、回数が残っていますよ。よろしいですかね。

「なし」の声あり

議 _____ **長** はい。それでは質疑なしと認め、これで議案第16号「平成30年度川棚町一般会計予算」に対する質疑を終わります。

(13:16)

議 _____ **長** 次に、議案第17号「平成30年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」に対する質疑を行います。はい、久保田議員。

4番久保田 予算書では189ページ、資料では1ページにありますが、この県に対する納付金っていうのが発生するんでしょうけども、ここにある30年度の医療給付分95%、介護納付分95%、後期支援分94%、この見込額がですね、県に納める額と大きく違う。1,800万ほど全体で違ってくると思うんですけども、このところはどういうふうに考えればいいのか、1つお尋ねします。

そしてもう1つはですね、本当に金額としては小さい金額なんです。ページ216ページ、予算書ですね。ここに徴税費というのがありまして、賦課徴収費っていうのがあって、ここでは町外徴収に係る旅費が含まれているって捉えたんですけども、これにかかる時間ですね。それとか職員の方の負担。こういうのを考えて、私達が加入している回収機構、こういうところにお問い合わせができないのか、そういうところで徴収ができないのかっていうのをお尋ねしたいと思います。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 はい、久保田議員の質問にお答えします。まず、初めの歳入における国民健康保険税、この収納額、予算額が県に対する負担金額と大きく差が出ているということなんですけれども、これにつきましては改定案前

の税率において算定をしております。それから収納率につきましても、例年の状況を見てですね、この収納率を設定しているというところがございます。ですから、大きく差が出ているというところは、改定前の税率で算定をしているというところになります。それから217ページの総務費の徴税費の中の旅費で、町外に徴収に行かれる、行ったときの旅費を計上しているわけですが、これはほとんど例としてはございませんけれども、名目的にですね、そういったことがあったときに旅費というのは必要になってきますので、計上をしているというところがございます。

議 **長** はい、久保田議員。

4 番 久 保 田 もう1つ尋ねます。29年度の予算ではですね、予算のページでいけば191ページですね。ここで前年度の予算の中では滞納繰越分のところで、徴収率っていうのが上がって、見込額っていうのが上がっていたと思いますけど、ここではそういうふうになっていないのはなぜかというのを尋ねます。

議 **長** 健康推進課長。

健康推進課長 はい。滞納繰越分の表記につきましては、29年度の予算までは収納率っていうのをですね、記載をしておりました。この記載の仕方がですね、年々違いますので、記載の仕方としてはふさわしくないのではないかと。そういった中で例年のですね、実績を踏まえた書きの方が、記載の方がよりわかりやすくなるのではないだろうかというところで、今回30年度から記載の方法を変えております。以上です。

議 **長** どうぞ。ありませんか。

4 番 久 保 田 いいですか。はい。

議 **長** 久保田議員。

4 番 久 保 田 はい。そうしたらですね、お尋ねしますが、県に納付するときはこの滞納繰越分を徴収した分、これも上げるようになるんですか。現年度分だけを上げればいいんですか。滞納繰越分はもし徴収できたらうちの基金に貯め置くということが出来るんですか。

議 **長** 健康推進課長。

健康推進課長 はい。県への納付金は決まった金額を納めるという形になりますので、その財源が滞納繰越分であったり、現年度分であったり、そうい

うのは全く関係ありませんので。関係ありません。以上です。

議 長 ほかに。はい、福田議員。

1 2 番 福田 はい。227ページの財政安定化基金拠出金ですか。これが名目1,000円上がっておりますが、これはどういったときに支出をするようになっているのかお聞きしたいと思います。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 はい。福田議員の質問にお答えします。この財政安定化基金というのは、昨日お配りしております説明資料の5ページになりますけれども、すみません。資料の2ページをお願いします。その4款の2項、財政安定化基金交付金、これに対応するものです。この財政安定化基金というのは、ここに説明に書いてあるとおり、災害等のやむを得ない事情により収納不足が生じて、県から示された国民健康保険事業納付金が支出できないときに交付を受ける基金であり、基金であります。その拠出金ということで名目で計上をしているところです。

議 長 ほかに。はい、村井議員。

1 3 番 村井 予算書の229ページですか。特定健康診査等事業費の中でこの説明書の中にもあるんですけども、新規事業として特定健康受診率向上事業っていうのが上がっているんですけども、これはどういった内容なのかお尋ねします。

議 長 はい、健康推進課長。

健康推進課長 はい。これは新しく30年度に取り組みたいと考えている事業でありまして、国保連の受診向上のための勧奨通知事業というのが新規で始まりまして、その事業に手を挙げたいと考えております。この内容としましてはAI、人工知能を使ったソーシャルマーケティングを活用した未受診者対策ということで、受診対象者の特性に合わせたメッセージ等を作成して勧奨通知を行っていくという事業であります。この事業につきましては、調整交付金の100%の事業となっております。以上です。

議 長 毛利議員。

5 番 毛利 2点お尋ねします。予備費なんですけども、説明では補填財源ということでおっしゃったかと思うんですけど、実際にこれだけの予備費が必要なのかどうかっていうところがちょっとありまして、これは以前、一般

会計から繰入をした分もあるのででしょうが、大部分が。なので、実際今から広域化が始まって、補填財源としてこれだけの額が必要なのか。もし、必要でなければ一旦一部戻すとか、そういうこともありえるのかなと思いますのでお聞きしたいと思います。

それと、広域化するにあたって今後、町の事務量ですね、が減っていくということがあるのかなど。款で見ればいくつか廃款になっているものもありますし、事務量自体が下がっていくとするなら、例えばそういった人員配置といますかね、職員さんの人員配置も今後、減っていくといますか、そういった可能性があるのかどうかお尋ねしたいと思います。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 はい。毛利議員の質問にお答えいたします。予備費の約9,000万ほどが多額ではないかというところなんですけれども、まず大きな理由としましては、今回、保険税、保険料の、保険税の収納、収入につきましては、旧税率で算定をしております。そういった中で歳出、県の負担金ですね、それに対して極端に定額で示されているもので、その差額分がですね出てきます。今回、改定、税率改定案を下げるという案を出しているところなんですけれども、例えばそこで2,800万ほどの税率改定案を下げる改定案を出しております。その税率改定案の下げたときにですね、その財源がございませんので、この予備費のところから約3,000万円で調整するという形になってくるのかと思います。それから県の広域化によりまして、負担金であるとか交付金であるとか、そういった部分が県の方から示された額が例年より少なかったり、そういった部分でですね、今年度予備費がこのように大きくなっているところがございます。

それから事務量、広域化に伴う事務量なんですけれども、まだ始まってませんのでどうなるかっていうのは、はっきり言えませんが、窓口対応であるとか税の賦課、それから徴収、そういった部分を含めると大きく事務量が減るということにはならないのかなと考えております。以上です。

議 _____ **長** ほかに質疑はございませんか。よろしいですね。

質疑なしと認め、これで議案第17号「平成30年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」に対する質疑を終わります。

(1 3 : 3 1)

議 長 次に、議案第18号「平成30年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」に対する質疑を行います。久保田議員。

4番久保田 お尋ねします。資料として適当かどうかわかりませんが、かわたな広報に後期高齢者医療制度のお知らせということで、30年度から食事代が現役のみとか、一般課税の人達に対しては100円上がりますよ。それから、居住費が1日当たり170円上がりますというのが掲載されていたんですけども、これはどこにどういうふうに表されているのかということと、もう1つは、この滞納繰越分の徴収、予算書で257ページ、滞納繰越分で収納率を49%に上げてあります。前年度が45%だったので、4ポイントも上がるというのはすごく厳しいんじゃないかと思うんですけども、これに至る経緯というか、それを教えてほしいと思います。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 久保田議員の質問にお答えします。まず、後期高齢者医療制度の平成30年4月から入院時の食事と居住費が変わりますということで、3月号の広報に掲載をしております。ここにつきましては、予算には反映しておりません。これは入院のときにですね、入院された被保険者の食事代と居住費が、個人負担が上がるというところですので、予算には反映をされておられません。

それから、滞納繰越分の49%というところなんですけれども、申し訳ありません、これが県の方、広域連合から示された額を収納率として割って出しているのか、それとも例年の収納額からですね、この見込額を出しているのかっていうのをちょっと今わかりませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 はい、よろしいですね。

質疑なしと認め、これで議案第18号「平成30年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」に対する質疑を終わります。

(13:36)

議 **長** 次に、議案第19号「平成30年度川棚町介護保険事業特別会計予算」に対する質疑を行います。小田議員。

1 1 番 小 田 はい。11番、小田です。予算書では319ページ、説明文では5ページ。説明資料の中にですね、2目に新たに社会保障充実分として4つの新規事業に取り組むというふうにして4項目の事業を上げてありますけども、その内容とですね、それに伴う人員配置体制をお尋ねいたします。

議 **長** はい、健康推進課長。

健康推進課長 この5ページに上げております、5ページの4款2目に上げております4つの事業におきましては、これはすべて地域包括ケアシステムを構築する、構築の一環として事業を展開をするものであります。介護保険法におきまして、平成30年度までに実施しなければならないと、実施しなければいけない事業として位置付けられております。

まず1番目の在宅医療・介護連携事業ということで、これは在宅医療と介護連携に関する、すみません。この在宅医療を介護連携事業というのは9つほど事業が細分化されておまして、その一番大きいものとしては在宅医療・介護連携に関する相談窓口の設置運営をですね、設置をして、地域の医療と介護関係や、地域包括支援センターからの相談を受け、連絡調整、情報提供を行う機関を設置しなさいということになっております。この相談センターの設置においては現在3町で取り組めないかと。1町単独で設置することもあり得ますけれども、3町で一緒になって取り組めないかということで、郡医師会の協力を得てですね、今調整中であります。

それから、2つ目の生活支援体制整備事業というのは、生活支援コーディネーターの配置とその協議体の設置ということになっております。生活支援コーディネーターっていうのは、高齢者とかが歩いて通えるような場所で、介護予防の効果的な、効果が期待できるような通いの場を広げる取り組みや生活支援サービス、例えばゴミ出しのお手伝いなんかになりますけれども、そういったニーズを把握して、ニーズに応じたサービスをコーディネートする人ということになっております。予算の計上としては臨時職員を週3日程度で考えております。協議体の設置なんですけれども、コーディネーターが収集したニーズをどうやってサービス体系を確立させていくかというのを検討していく会議というところで位置付けております。

3つ目の認知症総合支援事業というのは、認知症の初期支援チームの設置、認知症地域支援推進員の設置ということになっておりまして、認知症初期支援チームは複数の専門職が、認知症が疑われる方、認知症の方、またその家族を訪問して観察や評価を行って本人や家族の支援など、自立生活のサポートを行うということになっております。ここには相談する認知症サポート医というのを配置するようになってはいるんですけども、現在町内にそのサポート医の研修を受けられた医師の方が1人いらっしゃいます。そういったことも踏まえて、郡医師会を通じて依頼をしたいと考えております。チームの構成ですけれども、新たに作るのではなくて、包括支援センターの職員が兼務可能となっておりますので、そちらの方向で進めていきたいと考えております。

それから、4つ目の地域ケア会議推進事業につきましては、自立支援型と困難型に分け、開催をしていきたいと考えております。自立支援型というのは要支援者事業、総合事業の利用者、住宅改修希望者などのケアプランのチェックなどをしていきたいと。困難事例型につきましては、本人または家族がそのサービスを拒否をされたり、それから虐待の問題事例を抱えていたり、そういった方についてのケースの検討をしていきたいと考えております。メンバーにつきましては、ケースによっては弁護士であるとか、理学療法士、認知症指導者、薬剤師等を会議に入ってもらって、そのケース会議をしていきたいと考えております。以上です。

議 長 堀田議員。

6 番 堀 田 はい。6番、堀田です。ページ319ページですね。資料の5ページになります。4款の1項1目、地域支援事業費の中の通所型サービス事業ですね。これがその他のサービスに移行したことや、事業の組み替えを行ったことによる減少の要因ということで上げられておりますけど、事業の組み替えっていうのはどういうことでしょうか。お願いしたいと思いません。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 はい。まず、堀田議員の質問にお答えいたします。まず、通所型サービスAっていうのは、従来、要支援1、2の方が通われるデイサービスを、前までは2款の保険給付費において支出をしていたんですけど

も、総合事業の設置によりまして、この要支援1、2の人がこの2款の給付費からのサービス費から切り離されたことによりまして、新たに地域支援事業の通所型サービスAと、利用者には全くサービスの内容とか関係はないんですけれども、支出をするところが2款から4款に変わったというところで。これは28年の10月から開始をしております。そういった中で、この通所サービス型Aにつきましては、28年度当時からおられた方々に対しては引き続きサービスをされるんですけども、新たに受け入れというのをされない事業所もございます。そういった方々が総合事業、例えば石木の公民館で行われている、前、ミニデイと言っていたんですけど、それとか社会福祉協議会の方で行われているミニデイですね、そういったほうに移行をされたというところで、事業の組み替えという表現をしたところです。こういった方々が当初見込んでいたよりも少なくなっていると。人数がもうちょっと多くなるだろうというところで、29年度は予算を計上していたんですけども、実際29年度が終わるような中で、意外とそのサービスが伸びていないということで、大きく減少しているというところでございます。以上です。

議 _____ **長** はい、久保田議員。

4 番 久 保 田 予算書では321、資料では5ページの2項の保健福祉事業費、ここにあります配食サービス事業に係る厨房空調機更新の工事が終了したということで減額しているんですけども、今、実際配食サービスを受けている人達の数とかですね、それから配食サービスを受ける条件、そういうのをもう少し詳しく教えてほしいと思います。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 まず、配食の数ですけども、これは1人の方がですね、昼と夜と取られている方もいらっしゃいますし、1週間に直して火水金とか、週に1日とかそういった方々が、利用の状況はさまざまですので、さまざまです。人数的には90名の方を、予算の計上としては90人の方を対象として計上をしております。大体2万食ぐらいになるだろうと記憶をしております。それからこの配食サービスを受ける要件ですけども、ちょっと今、資料を持ち合わせておりませんので詳しくは言えませんが、基本的には見守りが必要な方で家族がおられても家族の方が仕事とかで高齢者の方、身

体が不自由な高齢者の方の食事のお世話とかができないという方々に対しての配食のサービスであります。そういった方々については民生委員さんの方からあげてもらったり、包括支援センターの方に相談に来られた方を対象に配食のサービスをしております。以上です。

議 **長** ほかにございませんか。よろしいですね。

質疑なしと認め、これで議案第19号「平成30年度川棚町介護保険事業特別会計予算」に対する質疑を終わります。

(13:50)

議 **長** 次に、議案第20号「平成30年度川棚町観光施設事業特別会計予算」に対する質疑を行います。田口議員。

2 番 田 口 この説明資料の少し下の方にありますバッテリーカーというものはどういうものかをお聞きします。

議 **長** 地域政策課長。

地域政策課長 はい、田口議員のご質問にお答えします。バッテリーカーでございますが、現在、以前売店があったところの奥の方にポニー小屋とかがあるとですけども、その手前のところで運営をしております。100円を入れると数分間電動で動くというものでございます。以上でございます。

議 **長** はい、毛利議員。

5 番 毛 利 すみません、改良費でお尋ねします。大崎公園の方の駐車場トイレ便器取替工事っていうのがあるんですけど、あそこかなと思って、今ふと思って、便器だけを取り替えるんですか。相当古いあのトイレのことかなってちょっと思ったんですけど。

議 **長** はい、地域政策課長。

地域政策課長 毛利議員のご質問の駐車場トイレ便器取替工事でございますが、この場所につきましてはドッグランがある前に公衆トイレがあるわけなんですけど、その多目的トイレ、ちょうど真ん中に多目的トイレがついておりまして、その便器が破損しておりまして、今使用不能となっております。その部分の便器を交換するということでございます。以上でございます。

議 **長** はい、毛利議員。

5 番 毛 利 すみません、そっちのくじゃく園の方の駐車場にあるトイレ

は今回、今年はないでしょうけど、今後改良の予定はどうなりましようかね。

議 長 地域政策課長。

地域政策課長 くじゃく園のトイレにつきましては数箇所ございまして、大きなトイレが3箇所ございます。あと、小さなトイレもあるわけなんですけど、以前、一般質問の中でもトイレの状況ということのご質問がございまして、そのときにすべてのトイレを確認しているんですけども、基本的にトイレの状況というのは非常に、割といい状況にあるというふうなことでございまして、浄化槽等も老朽化してきているというふうなことで、計画をもって整備をしていかないといけないということで考えておりますけれども、今のところきちんとした計画というのは持ち合わせていない状況でございます。以上でございます。

議 長 ほかにございせんか。はい、三岳議員。

3 番 三 岳 このですね、貸付金なんですけども、これはこういう形でいきますともう2年間実績がなくなるということで、これは条例があると思うんですよね。その条例については廃止するとか、そういったことは考えておられませんか。

議 長 はい、地域政策課長。

地域政策課長 三岳議員のご質問にお答えいたします。確かにこの貸付金につきましては条例がございまして、この条例につきましては、指定管理機関に対して貸付金を行うということになっておりまして、これが平成32年度までということになっておりまして、それをもって条例自体の効力を失うということになっております。今のところこの条例を廃止する考えはありません。以上でございます。

議 長 はい、地域政策課長。

地域政策課長 三岳議員のご質問の答弁で誤りがありましたのでお答えいたします。先ほど32年度までということで答弁いたしましたが、31年度の誤りでございます。

議 長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですね。

質疑なしと認め、これで議案第20号「平成30年度川棚町観光施設事業特別会計予算」に対する質疑を終わります。

(1 3 : 5 7)

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(1 3 : 5 7)

(…休 憩…)

(1 4 : 1 5)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 ここで、健康推進課長より発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。健康推進課長。

健康推進課長 先ほど後期高齢者医療特別会計の久保田議員からの質問の中で、後期高齢者医療保険料の滞納繰越分の収納率49%が昨年度と比べ大変上がっているということだったんですけども、この表記としましては28年度の収納率を、実績をですね、ここで出して見込額を出しているということとです。

議 長 それでは次に、議案第21号「平成30年度川棚町下水道事業会計予算」に対する質疑を行います。はい、三岳議員。

3 番 三 岳 3番、三岳です。町長説明の中のですよね、7ページに健全かつ安定的な経営を目指すと、努力しますという文言がありまして、実はこの予算書の12ページを見ますとですね、損益計算書の中では980万余りですか、の赤字という予算案といいますかね、出ておりますが、ちょっと文言がですね、安定的な経営ですよ、とちょっと反するんじゃないかなという気がするんですけども、もう当初から赤字の決算が見込まれると。じゃあこれが2年、3年と累積をしていく、例えば上水でいきますとね、去年は工場等の使用料が増えた。しかしこの下水に関しましてはですね、工場等はないわけですから大幅にですね、この料金が増えるというのは見込まれないんじゃないかなという気がいたしますし、そういったことで安定的な経営という中にですね、将来的に赤字が続く場合はどう対応されるのかお伺いしたいと思います。

議 長 町長。

町 長 はい。町長説明書の中の質問でありましたので、前段においては私の方から答弁をさせていただきます。今回、下水道事業特別会計を企業会計に移行をするようにしたわけでありましてけれども、これについては赤

字を解消するというのではなくして、いわゆる今までの官庁形式の簿記から、いわゆる企業経営の簿記に改めて、そしてその中で経営状態を把握して、健全な事業の経営をしようというふうな観点から今回移行をしたわけがあります。当然、国のそういった指導もあって進めたわけでありますけれども、だから会計を移行したからと言って直ちに黒字になるとかということではないわけであります。ちょっと三岳議員の視点が違うようでありますので申し添えておきたいと思えます。今後、こういった企業経営的な理念の中で下水道事業を進める身において、やっぱり企業会計となりますと、いわゆる独立採算性が基本でありますので、そういった理念に基づいて下水道事業も経営をしていこうということであります。したがって、将来的には黒字化を目指していかなければいけませんけれども、現在もまだ建設中でありますので、そう簡単には行かないかと思えます。しかし、水道と同じく経営理念をもって下水道事業も経営をしていくということでご理解いただきたいと思います。

議 _____ **長** 三岳議員。

3 番 三 岳 今、町長が視点が違うという答弁でありましたけれども、一般会計から見ますとですね、去年はたぶん3億5,000万ほど。今年の予算では4億繰り出しされるという形ですよ。そうしますと、先ほどの1,000万近くの決算上の赤字と、そういったものについては将来解消するためにはですよ、やはり料金改定とかそういったものにつながっていくということも視野に入れなければならないと思えますが、その点については料金等でそういった赤字を解消していくという考え方なのでしょうか。お尋ねします。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、お答えします。それは1つの経営理念にはあろうかと思えます。

議 _____ **長** はい、田口議員。

2 番 田 口 予算書の11ページ、12ページに30年度の損益計算書が予定されておるわけですが、一番最後に292万4,000円という特別損失が計上されておりますけれども、この特別損失というものはどういうものなんでしょうか。

議 長 はい、水道課長。

水道課長 それでは、田口議員のご質問にお答えをいたします。昨日の私の説明がまずかったのかもしれませんが、昨日配布をさせていただいております説明資料、これの4ページに記載をしております。こちらの資料としては読み上げはしなかったんですけども、口頭では説明をしたところではございます。これについてはそこに、4ページの最上段に書いておりますように、本年度限りのこととありますということで、下水道使用分と賞与引当金については必ず、本当に今年度限りなんですけども計上をしております。法定福利費の引当金については、もしかしたら今後もあり得る可能性としては残っておるところでございます。下水道使用分については貸し倒れを見越して保有するものでございまして、その他賞与は移行初年度であり、1月から3月まで引き当てができないために計上をするというものでございます。以上です。

議 長 はい、毛利議員。

5 番 毛 利 すみません、どうでもいいことなのかもしれませんが、ちょっとわからないので教えてください。予算書の一番最後のページにですね、注記があるんですけども、その中に固定資産の減価償却方法とありまして、いろいろありますよね。例えばですけど、車両及び運搬具2年、耐用年数2年じゃちょっと短いんじゃないかなって今ちょっと思っていて、上水道の方の予算書の最後のページにも似たような注記があるんですけど、そこでは自動車運搬が3年から6年、一般的に5、6年かなと思うんですね。何の差があるのかなということをおもって、例えば建物である、構築物である、それぞれ持ち物が違いますから、減価償却期間は違うと思いますけど、車1つにとってしてもちょっとこの違いは何なんだろうという感覚がありますので教えてください。

議 長 はい、水道課長。

水道課長 それでは、毛利議員の質問にお答えをいたします。こちらについては車両及び運搬具が2年ということで記載があると、上水と異なるということでございますけども、これについては減価償却はそれぞれ決まっておると思いますが、根本となる法は地方公営企業法でございます。そこで同じになるはずだというふうな認識がございまして、こちらについては私も確

認はしておりませんので、もしよろしかったら後日でも回答させていただければと思っております。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

「なし」の声あり

議 長 はい、よろしいですね。

質疑なしと認め、これで議案第21号「平成30年度川棚町下水道事業会計予算」に対する質疑を終わります。

(14:28)

議 長 次に、議案第22号「平成30年度川棚町水道事業会計予算」に対する質疑を行います。はい、三岳議員。

3 番 三 岳 1点よろしいでしょうか。17ページであります。当年度の純損失ということで800万ほどあるとなっておりますが、これについては第7次の影響という捉え方でよろしいのでしょうか。

議 長 水道課長。

水 道 課 長 三岳議員の質問は損益計算書等で800万ほどの赤字ということで、7次拡張事業の影響かということでございますけども、損益計算書については計算書の方に書いておりますように1年間の資金の動きと申しますか、金の動きと申しますか、そういうものを記載をしたものでございます。ですからこれについては単年度でまず870、失礼しました、違います。間違いました。これは過去からずっと、すみません。単年度で計算をするものでございまして、この1年間の金の動きによって800万の赤字ということでございますので、特に減価償却費が大きくなったという要因はございますけども7次拡張、すみません。説明資料の方にちょっと書いております、これの817万8,000円の経常損失ということは冒頭の、説明資料の冒頭の中ほどにですね、経営部門においてはということで書いておりました、817万8,000円の経常損失ということで書いております。これは次の行に書いておりますように7次拡張事業により取得した資産が増加したということで、原因としては記載をしておるところでございます。以上です。

議 **長** ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声あり

議 **長** よろしいですね。はい。

質疑なしと認め、これで議案第22号「平成30年度川棚町水道事業会計予算」に対する質疑を終わります。

(14:35)

議 **長** お諮りします。ただいま議題となっております平成30年度各会計予算については、さらに予算の編成状況、その他内容的に審査を加える必要があると思われますので、13人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思いますが異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第16号から議案第22号までの平成30年度各会計予算については、13人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定をいたしました。

予算審査特別委員会の委員の選任については、川棚町議会委員会条例第7条第4項の規定によりまして、議長が会議に諮って指名することになっております。委員につきましては、議長を除く議員13人を指名したいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議員を予算審査特別委員に選任することに決定をいたしました。

ただいま設置しました予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、この後、休憩をいたしますので、川棚町議会委員会条例第9条第1項の規定により、第一委員会室において委員会を開き、正副委員長を互選

していただきたいと思ひます。併せて、分科会審査区分等の決定もお願いをいたします。なお、委員会での決定事項については、委員長から議長まで報告をお願いいたします。

議 _____ **長** ここで、しばらく休憩をいたします。

(1 4 : 3 7)

(…休 憩…)

(1 4 : 5 5)

議 _____ **長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 _____ **長** 予算審査特別委員会の正副委員長が次のとおり決定した旨の通知を受けましたので報告をいたします。

委員長に山口隆委員、副委員長に堀池浩委員、以上のとおりであります。

予算審査特別委員会での審査区分及び日程案については、ただいまお手元に配布をしております予算審査区分表及び予算審査日程表のとおりであります。

予算審査特別委員会では、十分なる審査を行っていただき、本定例会最終日までに審査報告書の提出をお願いをいたします。

議 _____ **長** 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会といたします。ご起立願ひます。お疲れ様でした。

(1 4 : 5 6)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、署名する。

川棚町議会議長

_____ 初 手 安 幸

会議録署名議員

_____ 三 岳 昇

会議録署名議員

_____ 久 保 田 和 恵